

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市の町区域の新設及び変更に伴い、児童遊園の名称及び位置を定めた別表の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

国立市児童遊園条例（昭和 50 年 3 月国立市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 40 号及び第 41 号を削り、第 42 号を第 40 号とし、第 43 号から第 45 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 46 号を第 44 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

45	青柳台遊園	同 青柳 2 丁目 5 番地の 4
46	青柳台第二遊園	同 青柳 3 丁目 26 番地の 57

付 則

この条例は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する。